

議員（渡邊 美喜子）

先ほど、マスクしていいかどうか確認、他の議員さんにとらさせていただきました。その結果、マスクは、ここへ来た時点では構いませんという話を聞いたんで、今、聞いたんですけども、どうなってるんでしょうか。もうするという事によろしいんですかね。

議長（村井 勉）

マスクはしとって下さい。

議員（渡邊 美喜子）

マスクをするということで。はい、分かりました。そしたら、させていただきます。失礼致しました。

お早うございます。12番 渡邊 美喜子でございます。

一般質問させていただきます。

1点目は町指定文化財の保全について、2点目は選択制夫婦別姓制度について、3点目は学習端末、トラブル続発、いじめや中傷についての、以上3点でございます。一問一答方式でございます。

1点目は、町指定文化財の保全です。

全国には各地域に点在する有形文化財があり、その地域の歴史、文化を知り、伝えることであります。

2019年4月に文化財保護法が改正され、文化財の在り方が見直されました。今日まで保存という意味合いが強かった訳でございますが、この改正により保存と活用の2点となりました。

事例として、活用の一つに観光資源で多くの方々が訪れ、その地域の活性化に繋がっている自治体もあります。

先日11月2日、合田邸の保存ということで、屋根の修理の視察に参加させていただきました。以前からイベントなどで見学することもあり、老朽化のため雨漏りの箇所が大変に酷くなっていました。このまま放置していくと、損傷箇所がますます酷くなり、修復が不可能になる。その上、地震等が起きればと思うと大変に心配でありました。中庭に組まれた足場の上から現状を視察。担当者の方からの丁寧な説明に、耐震性も考慮した工事に少し安心を致しました。

コロナウイルスの影響により、国の観光需要の回復資源に該当し、有効活用する上で合田邸保存への屋根の修理予算額は2,400万円となっておりますし、こういった機会にしなければならないのかなということを改めて思いました。

それでは、質問に入ります。

1点目でございますが、今後の合田邸を含めた他の町文化財の保存、活用することについての町の考えをお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

お早うございます。

渡邊議員の今後の合田邸を含めた他の町文化財の保存、活用することについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の指定文化財は国指定文化財が2件、県指定文化財8件、合田邸を含めた町指定文化財44件の計54件の指定文化財があります。原則として、文化財は所有者が維持管理していくものです。そのために、行政として補助や助言、指導を行っております。

本町における文化財の保全に関してですが、国及び県指定の文化財で、例えば道隆寺が所有している星曼陀羅のように所有権が個人等に有するものについては、県教育委員会等の協力を得ながら、保護、保全の指導を行っております。

また、国指定である史跡、天霧城跡に関しては、管理団体である2市1町天霧城跡保存会が危険箇所注意喚起の看板設置やロープ設置等を行うことで安全確保を図るとともに草刈りや枝打ち等の現地の保全業務を行っております。

県指定の史跡、盛土山古墳に関しましては、本町が年3回の草刈りを行い、墳丘部分が見学しやすい状況を作っております。

そのほか、南鴨念仏踊やヤットセイ踊り等の無形文化財に関しましては、管理団体である南鴨念仏踊保存会やヤットセイ保存会へ補助を行い、保存会の皆様が技術の継承や道具の管理などを実施しています。

そのほかの指定文化財に関しても、文化財担当者が年間を通して巡視しております。

さらには、県の文化財巡視員、町の文化財保護協会委員などから情報を収集し、限られた予算の中ですが修繕等を行い、文化財の保護に対応しております。活用に関してですが、史跡、天霧城跡や盛土山古墳には案内看板を設置しております。

また、盛土山古墳については、白方小学校の校外学習や、わんぱく寺子屋の歴史教育などを実施しております。特に今年度は県立ミュージアムが実施していた特別展、多度津ものがたりの関連イベントにおいて、一般の方を対象にした現地見学会を行いました。

また、書籍や絵画等については、県立ミュージアムが所有しているものや管理の寄託を受けているものは県立ミュージアムの企画展等で活用されており、町資料館が所有、管理の寄託を受けているものは、資料館において企画展等で活用させて頂いております。

一例として、県の文化振興課の協力の下、来年度の県民ノートにおいて、南鴨念仏踊を紹介してもらっております。加えまして、平成28年度には本町の文化財マップを作成し、平成29年度より町内外に配布し、町民や本町に来られた方へ文化財を紹介するとともに文化財保護についてのご理解とご協力をお願いしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁頂きました。

それでは、関連がありますので、次の質問をさせていただきます。

2点目ですが、新聞には安全確保、有効活用と書いてありましたが、具体的にはどのように町がこれから関わっていくのか、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の合田邸にどのように町が関わっていくのかのご質問に答弁をさせていただきます。

合田邸につきましては、令和2年2月に所有者より伝統的文化的価値の保存及び活用並びに町の地方創生のために活用して頂きたいとの申出があり、本町にご寄附を頂いたもので、現在は町有施設となっております。安全確保につきましては、施設管理者として合田邸を利用される方々はもちろんのこと、近隣住民の方々に危険が及ばないよう施設の現状を調査し、緊急性のある箇所から順次改修工事を実施しております。昨年度には、ブロック塀及び南離棟の撤去を行っており、今年度におきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、議員にも見て頂いた主屋棟と大広間棟の屋根修理工事を実施しております。

なお、合田邸は、町指定有形文化財であるとともに日本遺産、荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～の構成文化財の一つでもありますので、その価値が損なわれることがないような修理方法を専門家と協議しながら、工法を決定しております。

次に、有効活用につきましては、施設管理者として安全に活用出来ると判断した部分から順次、合田邸ファンクラブをはじめとする民間団体や地元自治会の皆様など多くの方々にご利用頂きたいと考えておりますので、昨年度より地元自治会や民間団体の方などを委員とした合田邸の保全、活用に向けた検討委員会を開催しております。現在、各棟の特徴に合った保全方法及び活用方法について検討を重ねており、今年度中に検討委員会に取りまとめられた今後の保全と活用に関する方向性にに基づき、中・長期的な計画を作成する予定でございます。

今後、本町と致しましては、合田邸の文化的価値が損なわれることのないよう、また安心してご利用頂けるよう、適切な施設の維持管理を継続をし安全確保に努めるとともに議員の皆様をはじめとした町内外の方々のご意見を頂きながら、また町の財政状況を鑑みながら、歴史、伝統文化を生かしたまちづくりのための拠点施設となるよう、引き続き、より具体的な活用と保全方法の研究を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁頂きました。合田邸だけではなく、他の文化財についてもお聞き出来ればなとは思ってたんですけども。

そこで、今後、多度津町、先ほど竹田課長からの54か所というお話があった訳でございますが、私の方で調べた結果が55か所ということになっております。改めてまたお

聞き出来ればなという風に思いますので、お願いします。

それから、文化財の保存環境が本当にどこも厳しくなってるのは現実でございます。合田邸は屋根の修理ということで、本当に今しなければならぬものは早くしなければならぬという風に、私は保存のためにもそういう風に考えております。

そこで、保存環境が厳しい中ではございますが、文化財を保護するためには文化財の公開、そして活用、これを積極的に行うと。地域各地で点在に50何か所ある訳でございますが、そういう意味も含めまして、やはり公開する、活用すると。それを積極的にやっていくべきだという風に思っております。活用サイクルということをお願いしたいと思いますが、その参画の方法を高めていくということで、これ、私なりに考えた方策でございます。参考になればという風に思っております。

例えば、地域が文化財を身近に感じることの大切さ。案外身近にあるにも関わらず感じられないというのか、身近に思われないというような状況がどこも、これは多度津町だけじゃなくて、全国そういう風になってると聞いております。そこで、知る、学ぶこと、関わり、体験する。そうした上で、文化財に愛着を持ち、地域に愛着を持ち、そして地域が誇るべき財産であるということ、身近から感じるということ、私は次の点につきまして質問したいと思いますが、再質問でございます。

そういうことで、実は全学校、小学校、中学校、そして多高があります。高校も含めてでございますが、ふるさと学習とか、今、校外学習とか言われましたけど、ぜひとも実施して頂ければという風に思っております。以前はボランティアで草抜きに来られて、そしてお話を聞くということもあった訳でございますが、コロナ禍の以前からこういうことがなぜか薄くなっている。実施されてないんじゃないかなという風に思います。

それから、盛土山古墳でございますが、わんぱく寺子屋で見学して、子供たちも本当に付近、これ何やろかなってというのがよく分かったような気が致しますし、よくここはどこにございますか、この古墳はどこでしょうかというような、見学に来られた方も私の方に聞く訳でございますが、でもそういう広がりがすごく大切かなという風に思っております。

今後、小・中学校、高校含めたふるさと学習はどのように考えておられるのでしょうか。その点、お聞き致します。

教育長（三木 信行）

お早うございます。

渡邊議員の再質問にお答えを致します。

多度津町内の高等学校は置いておきまして、小学校、中学校につきまして、これまでも多度津町等の教育委員会が作った資料に基づいて、ふるさとについての学習はしてまいりました。確かに議員さんのご指摘のとおり、この感染症が始まってから外に出てってということは少なくなったかも知れません。白方小学校は、かつて林求馬邸、近

いので訪問したりもしております。決して行けないからといって、それをしていない訳ではありませんで、そういったことは粛々と行っています。

例えば、今年度、県立ミュージアムと連携をした多度津ものがたりの、そういう一連の活動の中で、多度津について多度津中学校2年生全員に対して、県立ミュージアムの学芸員の方がおいでて、多度津の歴史についてしっかりと講座を行いました。私もその現場を見られなかったんですけど、全ての子供の感想も読ませて頂いたんですけど、非常に楽しい感想がたくさんありました。多度津って本当にこんなにすごいってというようなことで。クイズ形式で行ったようで、非常に興味関心もあったようです。私の友達に今、合田さんという方がいるとか、それは子孫なのかなとか、そんな面白い感想もあったり、非常に多度津町に色々な興味関心を持っている子供たちもいます。また、誇りを持っている子供たちも育ってると思います。今あるものをしっかりと活用しながら、多度津とか郷土愛とか、今、生まれ育ったものを大切にしていってというものを子供たちの中へ教育をしてまいりたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ぜひとも、少しずつでも構いませんので、範囲を広げるなり、色々な部分で文化財という、多度津町にはこういう文化財があるということ、子供心にも知ることがすごく大切。それがふるさとを愛すると、そういう分に繋がるのかなという風に思っております。ぜひともお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それから、先ほど林求馬邸のお話が出ました。月1回公開日ということで、実は電話が掛かってきまして、この林求馬邸に見学で行った方らしいんですけども、私の方に電話が掛かりまして、少し廊下が砂ぼこりで汚れてるという、本当にこの一言ではっと気がついた訳でございますが、私たちも地域の老人会、また、えがおの会で3か月に1回ほど草刈り等もしてる訳でございますが、中も見学されてる方に、砂が上がるとかそういうの、外にありますので無理もない、古い建物ですので無理もないとは思いますが、そこで私たち何名か、人数は少ない、大体10名ほどですね。多度津地区の方が有難いことに7名。そして、白方地区の方が3名ということで、コロナ禍のこともありますので、この程度でいいのかなと今は思っております。そして、公開日前にお掃除しまして気持ちよく。やはりそういうことがおもてなしの気持ちだと思っておりますので、強制的じゃなくボランティアは強制的じゃなく自然に集まったということで、10名程度なんですけども、コロナが収束しましたら徐々に1名、2名と関心を持って頂きまして、増えていければなという風に思っております。

そこで、再質問でございます。再々質問になりますかね。

文化財予算につきましては、これは元年なんですけども町全体の文化財保護費として571万円ですか、毎年約600万円程度だという風に把握しております。確かに町の財政も厳しい中ではありますが、この補助金、大変に維持管理をする上では助かっており

ます、実際に。でも、今後、保全するという意味もありまして、見直す部分も出て来てるのかなという風に思っております。

それから、財源はどうするんだという話も聞く訳でございますが、ある方から、確かに庁舎を建て、交流センターも建て、多度津町、大変なのは分かる。それだったら、ふるさと納税の方の一部でもいいから、今の補助金にプラスアルファと、そのアルファが大事でございますが、修理とか絶対に直さなければ、もう一つ悪くなるとか修復が無理だっていう分に関しましては、本当にプラスアルファで出して頂ければなという風に思っております。また、聞いております。

そして、環境整備につきまして、教育課、それから建設課、多度津文化財保存会ですかね、と相談しまして、そして無駄を省いて、保全環境整備の観点からも考えて頂ければという風に思っております。管理されてる方からのお話を聞くのが一番直接に感じるものがあるのかなという風に思っておりますので、そういった部分も含めてお願いしたいと思っております。

それから、今回のコロナ禍の部分で、多言語観光看板ですかね。それから、デジタル観光マップ作成事業とか、そして公式のホームページリニューアル事業という部分で、観光というのか、そういう部分に関しまして3点、これ、補正予算ということについておりますが、また後の部分は委員会でお話しさせてもらおうと思うんですけど、1点、デジタル観光マップ作成事業180万円につきまして、具体的にどういう内容なのか説明して頂ければと思います。再質問でございます。よろしくお願い致します。

政策観光課長（河田 数明）

お早うございます。

ただ今の渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

デジタル観光マップ、済みません、今、記憶の中で話しますので少し間違ってる点があるかもしれませんが、当課の方で観光に関する2種類、実施しようとしております。1つが、スマホを使って、来られた方にデジタル的に多度津の観光を、場所とか、例えばどういうものがあるかっていう紹介する、これはスマホ上とする観光マップっていうのを1つ作成しようとしております。それともう一つが、済みません、名前が今浮かんでこないんですが、多度津駅の方にデジタルサイネージで観光案内を行うというものを作成しようとしております。済みません、名前を詳しく今覚えておりませんので、どちらかがどちらっていうのは、はっきり言えませんが、2つの事業をやろうとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。有難うございます。一般質問に取り上げ、項目の中に入れたかったんですけども、一般質問を書いた後に資料を頂きましたので、その中から質問させ

て頂きました。有難うございます。こういうことは本当に大事ななという風に思っております。

それでは、2点目の質問に移ります。

2点目は、選択制夫婦別姓の問題であります。

今回の12月議会において、選択制夫婦別姓の意見書、請願書が提出される予定でしたが間に合わず、3月議会になる予定でとお聞きしております。

夫婦同姓、夫婦別姓も選べる選択制夫婦別姓制度の導入で、国においても国会においても議論中でありまして、夫婦同姓を義務づけているのは日本のみであります。

夫婦別姓制度について、賛成が71.1%、反対が25.6%、どちらとも言えないが3.3%であります。そして30歳から39歳における賛成の割合は84.4%。毎年、賛成の率が高くなって来ているという状況であります。結婚により名字を変えることは、本人の同一性が確認出来なくなり、職業や生活上不利益を被ることに至ったケースもあるということを知っておりますし、また平均初婚年齢が30歳前後でありますので、現在においても婚姻前に個人名で信用、実績、資産を築く人も増えて来っておりますので、改姓によりこれまでの築き上げたキャリアに分断を生じる例や法的根拠のない旧姓の使用で不利益や混乱を生じることも多く、それを避けるため結婚を諦めるというケースも実際出ているという風に聞いております。

国連女性差別撤廃委員会において、女性が婚前の姓を保持出来るよう夫婦別姓制度を認めることは個人の尊厳や平等を保障するものであります。夫婦別姓制度の実現を強く求めるとなっております。

それでは、質問に入ります。

本町の選択制夫婦別姓制度について、考えを伺います。

住民環境課長（石井 克典）

渡邊議員の選択制夫婦別姓制度についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、我が国においては、民法により結婚に際して男性または女性のいずれか一方が必ず姓を改める必要がございます。そして、現実においては女性が姓を改める事例が圧倒的多数であります。このことは、婚姻後の女性にとっての職業生活上または日常生活上の不便や不利益などの様々な支障が問題視されております。渡邊議員ご指摘の国連女性差別撤廃委員会からの夫婦別姓の導入など結婚後も旧姓を使い続けられるような法改正の勧告も度々なされており、国内外から夫婦別姓を求める声が一定数存在致します。その一方、家族の一体感の喪失などの理由による反対意見も一定数あるものと認識をしております。

これらの意見は官民各団体が実施するアンケート結果に反映されており、内閣府が平成29年度に実施した家族の構成に関する世論調査の結果において、結婚前の名字を名乗ることが出来るように法律を改めても構わないと答えた方の割合が全体で42.5%あった一方、夫婦は必ず同じ名字を名乗るべきであり、法律を改める必要はないと答え

た方が全体の29.3%でございました。

当該問題は度々裁判の争点にもなっており、直近では本年6月23日の最高裁判所大法廷において夫婦同姓が憲法に違反するものではないとの判断が下されている一方、この種の制度の在り方は国会で論ぜられ判断されるべき事柄と判示されております。

次に、当該問題に対する国の動向でございますが、法務省におきましては法制審議会の答申を経て、平成8年及び平成22年に民法と戸籍法の改正法案を準備したようですが、いずれも国会に提出するには至りませんでした。また、直近では昨年12月に閣議決定されました第5次男女共同参画基本計画の中で国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、さらなる検討を進めると明記されております。

これらを踏まえて、当該問題につきましては、引き続き国の動向を注視するしかございませんが、本町の人権や女性活躍推進の施策に取り組む立場と致しまして、姓の変更により生きづらさを感じる女性が存在することを常に留意し、本町において可能な人権及び女性活躍に向けた取組を検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁頂きました。今、課長の答弁、私も結論は出ないっていうのも当初から分かっておりましたので、こういう答弁になるんじゃないかなという風には正直思っておりました。

そこで、このたびの選択的夫婦別姓制度の実現を目指して香川県内で活躍している仲間が集まり、選択的夫婦別姓実現を目指す香川の会ということを立て上げております。代表の方は、弁護士であります佐藤氏でございます。昨年11月18日、三豊市議会におきまして、選択的夫婦別姓につきまして導入を求める意見書を出すことを求める陳情を行ったそうです。同年12月21日は、この陳情が三豊市議会において賛成多数で採択され、県内初となるということで今回、同議会から国へ提出されました。大変に賛成多数で採択されたということに、本当に前向きに議会運営がされているのかなということも含めまして敬意を表したいと思っておりました。

そこで、まだ国の考えが決まってない、施策が決まってない中ではございますが、町長にお伺い致します。

この選択的夫婦別姓については、どのように考えておられるのか。町長個人としての答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

ただ今の渡邊議員のご質問にお答えをしてみたいと思っておりますけれども、この選択的夫婦別姓の問題につきましては、国の方で、国会の方でまず議論を今もしておるところですので、その動向を踏まえてのことになると思っております。

私、個人的な観点から申し上げますと、それは個人の自由ですので、夫婦がお互いに

話し合っただけのもの、これは基本的人権の尊重という国の法律、憲法の中におきましてもそういうことを謳っておりますので、それが私個人の考えとしてはそうすけども立場的なことから考えますと国の動向を注視してということに、そういう答えになると思っております。どうかご理解を頂きたいと思っております。有難うございます。

議員（渡邊 美喜子）

突然な再質問で失礼致しましたが、町長の答弁の中に夫婦で話し合うということと言われましたので、そういう部分も本当に平等という、人権を保障するという部分では一致するのかなという風に思っております。国の動向も大変考えていく。でも、国としても、このことに関して、この制度に対して賛成する割合が年々増えてきているという現実もありますので、すぐに決まる訳ではないとは思いますが、そういった部分も3月になれば、きっと多度津町にも意見書、また請願書になるか分かりませんが、持ってこられる方がおいでるかなという風に思っております。この12月議会では、他の17市町村の中で、三豊市はもう出来ましたので、他の部分も含めて間に合っている、提出されたという自治体もごさいますので、そういった分も含めて検討して頂ければという風に思っております。

それでは、3点目の質問にさせていただきます。

3点目は、学習端末トラブル続発、いじめや中傷についてであります。

国のGIGAスクール構想に基づき、全国の小・中学校に配備された1人1台の学習用端末について、全国74の自治体のうち14の自治体がアプリによる誹謗中傷などトラブルが続発していると新聞社の全国調査で分かったとあり、文部科学省は端末の活用に際して、情報モラル教育の充実を呼びかけたと掲載されていまして。

また昨年11月、東京では小学6年生の女子児童がいじめを訴える遺書を残し、自殺の中傷内容を書き込まれたとされています。

学習用端末で起きた主なトラブルは、これは人権の方から一応お聞きして、人権の勉強会に参加させて頂きましたので掲載させていただきます。実際、こういうことが起きているということでございますので、その1点目でございますが、許可なく撮影した友人の写真をおかしく見せる目的で複数人が共有。これは中学校で発生致しました。2点目でございますが、プログラミングアプリで中傷する言葉を書き込み。これは小学校でございます。3点目、フィルタリングを解除してわいせつ動画を見たということで、これは驚いてるんですけども小学校でございます。4点目、友人にパスワードを無断で使い不正にアクセス。これも小学校でございます。5点目、授業中、相手の嫌がることをイラストなどを送信。これも小学校でございます。など起きています。教育現場での適切な管理、運用が求められると必要性を強く感じておりますので、それについての質問でございますが、1点目、本町における教育現場での適切な管理、運用はどのようにしていますか。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の本町における教育現場での適切な管理、運用はどのようになっているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、GIGAスクール構想以前から小・中学校にタブレット端末を一部整備をし、活用をしてまいりました。その際から、MDMと呼ばれる端末管理システムを活用し、意図しないアプリケーションのインストール制限やタブレット端末の設定変更を禁止する等を行ったり、フィルタリングソフトでウェブサイトへのアクセス制御を行ったりといった対策を講じています。また、1人1台端末が整備されてからは、児童・生徒、教職員に個別のIDとパスワードを付与し、成り済まし行為や不正アクセス防止のための運用を進めているところです。

コロナ禍等でタブレット端末を持ち帰り活用することが想定されるため、活用における注意事項などをまとめた学習用タブレット端末等の貸与と家庭活用ガイドラインを策定しております。

GIGAスクール構想により、個別最適化された学習が実現をし、児童・生徒の学習意欲や学力の向上が期待されますが、情報発信による他人や社会への影響、ネットワーク上のルールやマナーについて理解を深めていくことが大切です。これらにつきましては、総合的な学習や特別活動等の時間において情報モラル教育を行ったり、事案が発生した場合には個別に指導等を迅速丁寧に行ったりすることで、トラブル等の防止に努めているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。

そこで、今質問の中で、小学校がほとんどということで、5つの中で中学校が1点、そしてあとは小学校ということになってる訳でございますが、今現在、多度津町ではこういう部分に関して発生しているのか、また発生したという実際あるのか、そういう部分につきましてお伺い致します。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

町内の小・中学校の端末によるトラブルについてですが、現段階で学校が付与したもののについて、そういう問題が起こってるということは起こっておりません。近々にも小・中学校の方と連絡を取ったんですが、そういう事案は起こっておりません。ただ、中学校で授業中に色んな意見を書き込む時に、やや不適切なものがあって指導をしたり、途中で音楽が鳴ってしまって、それを指導したというような事案はあったようです。

今後もそういうことがないように、十分指導を続けていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁有難うございました。

今後もどうか教育現場での適切な管理、また適用ということで、今後も充実したそういう現場での指導が常に必要かなという風に思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

そんな中で、これは1冊の冊子になっておりますが、誹謗中傷、人権侵害ということで、部落解放同盟香川県連合会の方から勉強会に頂いた書類でございます。これを読みますと子供だけじゃなくって大人の方、皆さんもよくご存じの方もこの中にある訳でございますが、例えば木村さん中傷っていう部分で、この方も自分の身をあまりにも中傷されて、これは女子プロレスラーの木村 花さんですかね。当時22歳ということで、あまりにも書き込みが酷くて、そして自殺されました。そういうことで、お母さんの方から今賠償ということで、しっかりと訴えてる訳でございますが、そういう部分も含めて、この書類全部見ましたら、たくさんの被害等が出ておりますので、どうかそういう分も含めて考えて頂ければという風に思ひます。

それでは、最後の質問です。

教育現場での今後の課題を伺ひます。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の教育現場での今後の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今後の課題として捉えられているのは、持ち帰っての活用を始めるに当たっての適切な管理運用方法だと考えています。現在は原則学校内で使用していることから、教職員の目がかなり行き届いています。しかしながら、持ち帰るとなると校外や家庭内など教職員や保護者の目が届かない場面が増えるため、不適切な使用からトラブル等が発生することが予想されます。ウェブサイトのアクセス制限やタブレット端末の機能制限等をどの程度にするか、保護者にどのように理解、協力をしてもらおうかといったことが課題になります。

また、教職員がICTを活用した効果的な授業づくりに取り組みながら、トラブル防止のためのタブレット端末や周辺機器、アプリケーションの使用方法等を確認をしていくことは、多忙な教職員の業務量をさらに増やしてしまうこととなります。これらの負担軽減を図るためにも専門的な知識、技術を有する職員等の確保が課題となっています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。確かに各自で家庭へ持って帰る。それを管理するということは本当に並大抵なことではありませんし、今、先生方も色んな部分で頑張っておられるのはよく分かります。そんな中で、今、教育長が言われました専門的な知識云々ということで、そういう方も必要、絶対に必要になってくると、そのように思っております。

ので、その点、申し訳ありませんが、町長のお考えをお伺い致します。

専門的な教師の採用というのか任用というのか、そういうのも含めてお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員のご質問にお答えをしております。

今、私が感じて、思っているのは、今の社会は過渡期にある。デジタル化、またICT化、そして教育面で申し上げますとGIGAスクール構想の大きな過渡期にあると思っております。そういう過渡期の中で、色んな事案が起こって来ますので、それを今の教職員はじめ、そういう方々で対応出来ないのであれば、当然ながら専門職の人に頼むということも選択のうちの一つではないかと考えております。ただ、今それを、じゃあそういう人を雇おうとか、そういう考えがあるのではありません。今は、先ほど申しましたように過渡期でありますので、そういう中で、これからどうすれば子供たちにこのデジタル化が馴染んでいくのか、また私どももそれが理解をしていけるのか、そういうことを考えることが、まずは大事だと思っております。

答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

そうですね。こうこうだから採用しなければいけないとか、そういう思いで質問した訳ではございませんが、その時の状況判断とか、教育長さん、それから先生、教師の方にもお話を聞く中で、子供たちのためにどうすればいいかということで結論を出して頂ければという風に思っております。

時間が、もう質問が終わる訳でございますが、12番 渡邊 美喜子、どうか今後とも一般質問、しっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、答弁と皆さんよろしくお願い致します。有難うございました。